

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………  
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…
- 森林法第百八十九条の掲示……………  
…(産業労働局農林水産部森林課)…

### 告示

●東京都告示第六百五号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十五項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

さい。

令和七年五月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

一 公聴会を行う日時 令和七年五月二十日(火曜日)午後三時から

二 公聴会を行う場所 東村山市市民センター二階第六集会室  
東村山市本町一丁目一番地一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課日影規制・紛争調整担当  
(東京都小平合同庁舎一階)  
小平市花小金井一丁目六番二十号  
電話〇四二(四六四)〇〇一〇

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 東村山市本町一丁目二番地三  
所氏名 東村山市

建築敷地 東村山市恩多町四丁目十七番一  
地域地区 第一種低層住居専用地域、準防火地域及び  
等 第一種高度地区

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 小学校 用途変更  
及び用途 工場(共同給食調理場)

敷地面積 約一七、〇九五平方メートル 増減なし

建築面積 約一、〇五八平方メートル 約三、一〇五平方メートル(合計約四、一六四平方メートル)

延べ面積 約七、二六六平方メートル 約二四一平方メートル(合計約七、五〇七平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造  
ほか 地上三階ほか 地上三階

高さ 一・六〇〇メートル 一・六〇〇メートル  
ルほか ル

適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

### ●東京都告示第六百六号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

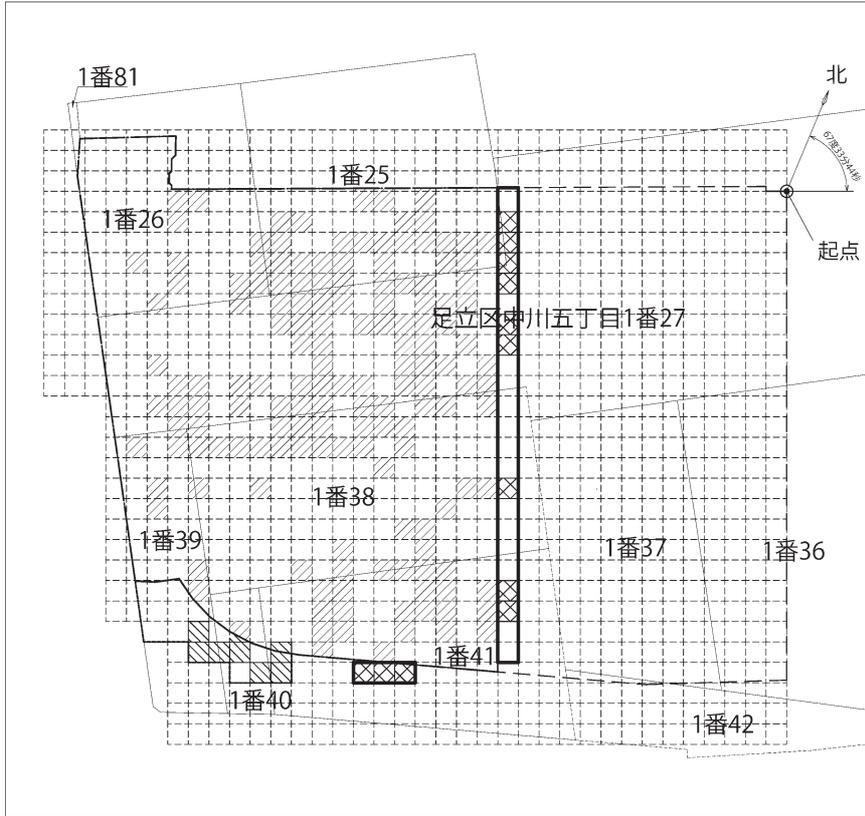
令和七年五月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区中川五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



- 【凡例】
- : 土地の形質の変更範囲における対象地
  - : 令和元年度調査対象範囲
  - : 令和3年度調査対象範囲
  - : 令和4年度調査対象範囲
  - : 筆境界
  - : 単位区画

- : 形質変更時要届出区域(令和3年東京都告示第245号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域(令和4年東京都告示第1368号により指定した区域)
- : 形質変更時要届出区域(指定する区域)

【起点】  
 起点は、座標値(X=-24943.766、Y=1432.928)とする。  
 ※座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標によって作成した。

【格子の回転角度(67度33分44秒)】  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百七号

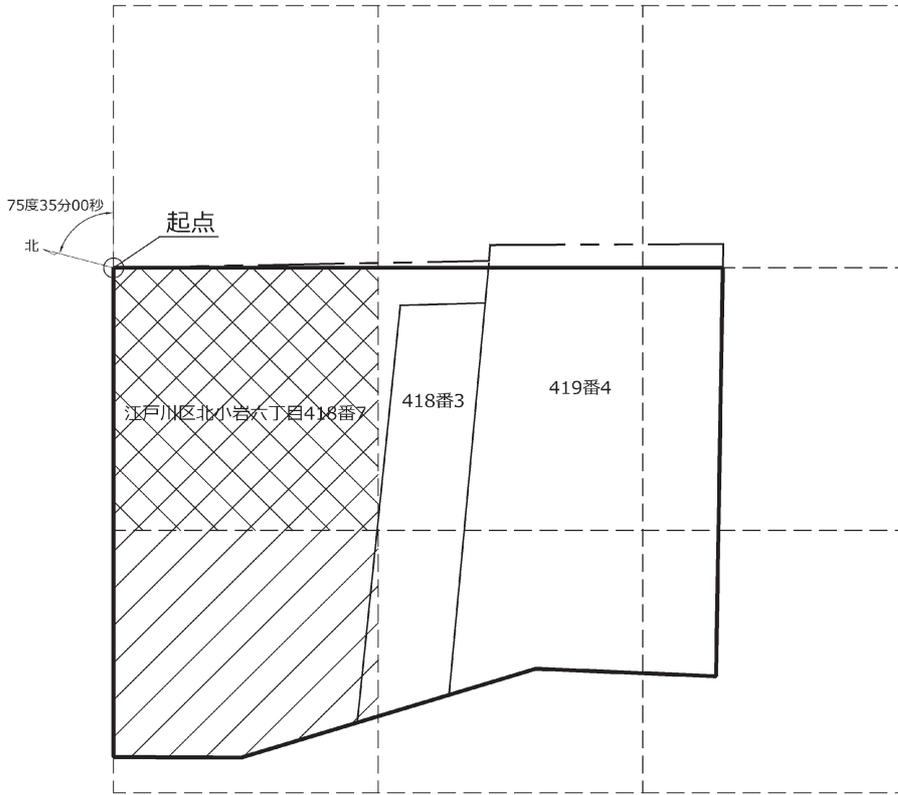
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第五十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(江戸川区北小岩六丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画名
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 調査対象地
- : 形質変更時要届出区域  
(令和6年東京都告示第1053号により指定した区域)
- : 指定を解除する区域

【起点】

起点は、江戸川区北小岩六丁目418番7の最北端とする。

【格子の回転角度（75度35分00秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を揭示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

令和七年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	揭示場所
西多摩郡奥多摩町留浦字ひやまご二〇五二番三、同番五、同番七	清水勇	奥多摩町役場
西多摩郡奥多摩町留浦字ひやまご二〇五二番九	清水光邦	
西多摩郡奥多摩町留浦字人奥澤二〇九一番三、同番四、同番五	清水定邦	
西多摩郡奥多摩町留浦字ぼうず谷二一五一番三	川村静馬	
西多摩郡奥多摩町留浦字ぼうず谷二一五一番四、二一五四番四、同番五、二一五九番二	清水旭	
西多摩郡奥多摩町留浦字ぼうず谷二一五一番五、二一五四番八	清水祝男	

西多摩郡奥多摩町留浦  
字ぼうず谷二一五四番  
七

清水彦三

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する予定である旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、令和七年東京都告示第百二十七号のとおり。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

